

四日市市消防本部訓令第6号

四日市市警防規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年5月29日

四日市市消防長 小谷 正人

四日市市警防規程の一部を改正する規程

四日市市警防規程（平成9年四日市市消防本部訓令第2号）の一部を次のように改正する。

改正後

区分	配備基準
警戒初動体制	<ol style="list-style-type: none"><li>管内にレベル2高潮注意報、津波注意報（津波予報区「伊勢・三河湾」）のいずれかが発表されたとき</li><li>管内にレベル3氾濫警報、レベル3大雨警報、暴風警報、大雪警報、暴風雪警報のいずれかが発表されたとき</li><li>管内に震度4の地震が発生したとき</li><li>県内（管内を除く）で震度5弱以上の地震が発生したとき</li><li>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき</li><li>異常な自然現象または人為的原因による災害で、被害の発生が予想されるとき</li></ol>
第1次体制	<ol style="list-style-type: none"><li>管内にレベル3土砂災害警報、レベル3高潮警報のいずれかが発表され、被害が発生または被害の拡大が予想されるとき</li><li>管内にレベル4氾濫危険警報、レベル4大雨危険警報、レベル4土砂災害危険警報、レベル4高潮危険警報、記録的短時間大雨情報、津波警報（津波予報区「伊勢・三河湾」）が発表されたとき</li><li>管内に震度5弱の地震が発生したとき</li><li>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき</li><li>管内に大規模な火災、救助または救急が発生したとき</li><li>四日市市国民保護計画に基づく市危機管理対策本部が設置されたとき</li><li>異常な自然現象または人為的原因による災害で、被害が発生また</li></ol>

	は被害の拡大が予想される時
第2次体制	1 第1次体制による警防体制を強化する必要がある時
非常体制	1 管内に震度5強以上の地震が発生した時 2 管内に特別警報が発表された時 3 大津波警報（津波予報区「伊勢・三河湾」）が発表された時 4 四日市市国民保護計画に基づく市国民保護対策本部が設置された時 5 異常な自然現象または人為的原因による災害で、甚大な被害が発生または甚大な被害の発生が予想される時

改正前

区分	配備基準
警戒初動体制	1 管内に津波注意報（津波予報区「伊勢・三河湾」）、高潮注意報（警報に切り替える可能性に言及されているもの）のいずれかが発表された時 2 管内に大雨、洪水、大雪、暴風又は暴風雪のいずれかの警報が発表された時 3 管内に震度4の地震が発生した時 4 県内（管内を除く）で震度5（弱）以上の地震が発生した時 5 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された時 6 異常な自然現象又は人為的原因による災害で被害の発生が予想される時
第1次体制	1 管内に大雨、洪水、大雪、暴風又は暴風雪のいずれかの警報が発表され、被害が発生又は被害の拡大が予想される時 2 管内に震度5（弱）の地震が発生した時 3 津波警報（津波予報区「伊勢・三河湾」）、高潮警報のいずれかが発表された時 4 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された時 5 管内に大規模な火災、救助又は救急が発生した時 6 四日市市国民保護計画に基づく市危機管理対策本部が設置された時

	7 異常な自然現象又は人為的原因による災害で被害が発生又は被害の拡大が予想されるとき
第2次体制	1 第1次体制による警防体制を強化する必要があるとき
非常体制	1 管内に震度5（強）以上の地震が発生したとき 2 管内に特別警報が発表されたとき 3 大津波警報（津波予報区「伊勢・三河湾」）が発表されたとき 4 四日市市国民保護計画に基づく市国民保護対策本部が設置されたとき 5 管内に風水害その他異常な自然現象あるいは人為的原因による甚大な被害が発生又は甚大な被害の発生が予想されるとき

附 則

この規程は、令和8年5月29日から施行する。

（消防本部消防救急課）